

「アジャイル・ガバナンスの社会実装に向けた「規制・制裁・責任の一体的改革」報告書(案)に対する意見募集に寄せられた御意見について

令和7年9月30日

経済産業省商務情報政策局

情報経済課

「アジャイル・ガバナンスの社会実装に向けた「規制・制裁・責任の一体的改革」報告書(案)について、令和7年5月23日から6月24日まで、御意見を募集したところ、多数の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

頂戴した主な御意見の概要と、それに対する考え方を以下のとおり取りまとめました。

関連箇所	主な意見の概要	回答
1.1 アジャイル・ガバナンスの意義・目的・必要性	<ul style="list-style-type: none">「イノベーションの実現に向けてアジャイルに取り組みながら、何らかの問題が生じた場合には、それについて説明責任を果たしながら、柔軟に解決するという、ゴールの迅速な実現を目的とするガバナンスが求められる。」との記載に関して、イノベーションを最優先とする視点には懸念があります。アジャイル・ガバナンスの設計・運用において最優先すべきは、人間中心の社会や一人ひとりの多様な幸福であり、イノベーションを最優先とすべきではないと考えます。	<p>ご意見ありがとうございます。本報告書では、イノベーションを最上位の目標とするものではなく、Society5.0における「終局目標」を人々の幸福追求権を含む人権の尊重にあると捉えており（GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて（以下「第二弾報告書」といいます。）「3.1 Society5.0における「ゴール」について」ご参照）、理解に相違はありませんが、改めて貴重なご意見として承ります。</p> <p>アジャイル・ガバナンスの目的は責任あるイノベーションにあります。すなわち、新たな製品やサービスを開発・供給する主体が、必要に応じて他のステークホルダーとも協調し、イノベーションがもたらす便益と費用を把握・分析し、人々の幸福を実現するために、技術的影響力を統制することを求めるなどCPSに関する現代的な課題への対応を求めていくものです。</p> <p>このように、本報告書(案)による、「規制・責任・制裁の一体的改革」も、イノベーションによって人々の幸福追求権の不合理な侵害が生じないようにするとい</p>

		<p>う観点から提案されたものです（本報告書(案)13頁参照）。</p>
<p>1.2.2 アジャイル・ガバナンスと既存の「規制・制裁・責任」制度とのギャップ—事前の「正解」設定の難しさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI の技術的進展を推進する際には、常に倫理的かつ法的な責任が伴うべきです。技術の進展が社会にもたらす影響を真摯に考慮することを求めます。 	<p>ご意見ありがとうございます。本報告書（案）による、「規制・責任・制裁の一体的改革」は、法の支配における法の意義を、従来からの憲法・法律・政令・規則などに代表されるハードローだけではなく、CPS の統制に関係する全ての〈法〉である、標準・ガイドライン・申し合わせといったソフトロー、さらには生成 AI 等を含むアルゴリズムや各種コードなどへと拡張し、技術的影響力を「理」に適うように統べることで、自由で開かれた民主主義社会を維持し、人々の幸福追求権の保障を確かなものとするべく、法の支配を〈法〉の支配へとアップデートすることを目的とするものであり、ご指摘の点は意図しているところですが、改めて貴重なご意見として承ります。</p> <p>本報告書（案）では、イノベーションによって、人々の幸福追求権の不合理な侵害が生じないようにするという観点では、新たな製品やサービスを開発・供給する主体が、アジャイル・ガバナンスの考え方に従って、必要に応じて他のステークホルダーとも協調し、イノベーションがもたらす便益と費用を把握・分析し、人々の幸福追求という目標を実現するために、技術的影響力を統制するよう、規制・責任・制裁制度を再設計することを提案しております。従来の考え方では、新たな製品やサービスを開発・供給する主体が、製品を市場に投入する前の段階で、政府の要求する安全水準に達しているか否か、すなわち事前に設定された「正解」に則っていたか否かが基本的に重視されてきました。これに対し、未知のリスクを伴う生成 AI などの先端技術の技術的影響力を適切に統制するために</p>

		<p>は、上市後も適切な改善が図られるように、アジャイル・ガバナンスの考え方に従って、継続的に当該技術の社会的影響力を監視し、技術を改善し続けることを求めるものであり、責任を持った技術の社会実装が必要となります。本報告書（案）は、このような考え方に基づいて書かれたものであり、この意味で、「常に」倫理的かつ法的な責任を果たすよう求めるものです（本報告書案 15-20 頁参照）。</p>
<p>2.2 法の支配から 〈法〉の支配へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ソフトローによる運用では、CPSによる被害者が増加してしまうのではないのでしょうか。ハードローによる厳格な規制を行うべきです。 	<p>ご意見ありがとうございます。本報告書（案）では、まず従来のハードローのみではなく、ソフトローをも法の支配の対象に含めていくものであり、CPSにおけるガバナンスの整備を進めるものです。また、本報告書（案）では、ハードローによる介入基準を柔軟かつ適切に設定するために、ソフトローを組み合わせるものであり、技術の進展に応じて法的な責任・制裁制度の発動の可能性を実質的に担保し、もって上市後も含めた改善活動を求めるものです（本報告書(案)50 頁、）。この点、法律等のハードローを急速に発展する技術の内容に応じて迅速にアップデートすることは法技術的に困難です（本報告書（案）23-25 頁参照）。また、例えば民事責任における「過失」のような抽象的な法概念をアドホックに適用して規制を強化することも、裁判所の情報収集・分析能力に制度的限界が存在するため、適切な解決に至らない可能性があります。特に複雑な科学技術がシステムとしてもたらすリスクを統制する局面においては、社会的便益が最大になるように「過失」が判断される保障がなく、結果としてその「過失」の内容が明確になるまでには事後の紛争解決手続による場合相当程度の期間が経過することとなり、CPS の動的な性質を踏まえた対応事項を早期</p>

		<p>に明確化できず、CPSによる被害拡大に繋がる可能性があります。アジャイル・ガバナンスの実践と深い関係にある応答責任と呼ばれる責任実践を果たすことができる主体に対して、組織認証のような形でCPSの開発・供給を許すように、ハードローを介した法執行の可能性と、機動的・動的な対応の確実な要請を両立することが必要となります（本報告書（案）43-48頁参照）。そこで、対象となる技術に対して専門的知見を有する主体が協力して、標準・ガイドライン・申し合わせなどのソフトローを制定することで、ハードローによる介入基準を適切に明確化すると共に、技術の発展に応じて迅速にこれを改定することで、ハードローによる介入基準を迅速にアップデートすることを目指しています。この意味で、本報告書（案）の提案は、ハードローによる厳格な規制を適切かつ柔軟に行うことができるように、ソフトローを運用するものです。</p>
<p>第3章 既存の規制・制裁・責任制度を評価・見直す際の視点—アジャイル・ガバナンス実践のインセンティブという観点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> アジャイル・ガバナンスのアプローチが、事故やトラブル発生時における責任の所在を不明瞭にし、市民の信頼を損なう可能性があります。企業が責任逃れをするような仕組みは容認できません。アジャイル・ガバナンスが導入される中で、責任問題に関して透明性を欠く運用が行われると、社会全体の利益が損なわれる恐れがあります。 	<p>ご意見ありがとうございます。本報告書（案）において、「規制・制裁・責任の一体的改革」を提案している趣旨は、従来のガバナンスの枠組みでは、正に事故やトラブルにおける組織全体としての責任の所在を不明瞭にし、企業が責任逃れを行い、本来再発防止のための企業内のガバナンス、サービスの改善を行わないことに繋がる場合が生じることがあるといった事態を回避することにあります。従来の考え方の中では、民事責任や刑事責任の追及の場面で、制度的・法的に改善措置を求める仕組みが機能するとは限らず、企業としての適切なガバナンスの改善や製品の技術的改善に繋がらないことがあり、市民に信頼される製品・サービスの提供を実施するインセンティブを必ずしも付与することができていないとの指摘がありました。これに</p>

		<p>対し、本報告書（案）では、企業内部での情報隠蔽を難しくする仕組みを導入した上で、企業がその投入した製品の技術的影響力を市場投入後も監視し、必要に応じて製品の情報を関係者と共有しつつ製品の改善を行っていたこと（真摯な情報開示を行ったうえで、他のステークホルダーと相互に協調するなど、社会的に透明性がある情報開示と改善活動を行っていることなどが求められます）などを証明しない限り、企業に対して刑事責任が成立するような仕組みを導入することを提案しています。この意味で、本報告書（案）の内容は、企業に対する責任と企業の対応の透明性確保の取り組みを強化し、社会全体の利益になる製品・サービスの改善に繋げようとするものです（本報告書（案）55-60頁参照）。</p>
<p>第4章「規制・制裁・責任の一体的改革」の目指すべき方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事故後の「応答責任」を重視し、企業が刑事責任を軽減・免除されても、社会的制裁に直面する状況下では、「応答責任」の強化がイノベーションを阻害する恐れがあります。このため、情報開示の適切な保護が必要です。また、CPSのような複雑なシステムでは「応答責任」のみに依存するのでは限界があり、企業の意欲を損なう可能性があります。事前の情報開示義務を強化し、問題解決を図るべきです。 	<p>ご意見ありがとうございます。報告書では、事故による「応答責任」を果たさない主体に対しては厳しい非難を行いますが、避けがたい「失敗」をした主体についてはその非難を前提とせず、社会全体で救済を行う考え方が示されています。すなわち、①自ら主体的かつ誠実にアジャイル・ガバナンスのサイクルを実施していたか否かを正面から考慮し、②真摯な情報開示を行った上で、他のステークホルダーと相互に協調しつつ、③将来に向かって適切に製品・サービスの改善を図ることについて、企業にも制度的なインセンティブを付与するものであり、情報開示等の透明性を確保した取り組みを求めるものです（本報告書（案）55-60頁参照）。また、同様の制度を導入している諸外国においては、企業による問題解決策が政府によって承認・公開されることを通じて、企業に対する社会的な信頼が毀損されず、むしろ、企業が社会的責任を果たす存</p>

		在として認知されるために、企業の株価に悪影響が生じないことが指摘されています。このことから、この制裁制度の運用を工夫することにより、無闇な社会的制裁によって企業が損害を被らないようにすることは可能であると考えます。
全般	<ul style="list-style-type: none"> CPS の社会実装に伴う規制・制裁・責任のあり方の変容について問題意識を共有しています。 	ご賛同意見として承ります。Society5.0 の CPS がもたらすリスクに適切に対応していくために、検討してまいります。
全般	<ul style="list-style-type: none"> 内容が難解でカタカナ用語が多用されているため、理解しにくい。特に、アジャイル・ガバナンスに関連する用語や概念は明確に説明し、従来の日本語の表現に置き換えるべき。 	ご意見ありがとうございます。本報告書において使用される概念や用語は第二弾報告書を踏襲しておりますが、ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

上記のコメントや、その他多くの方のご意見を踏まえ、本報告書に、以下のような修正を行いました。

【修正点】

- ・ 報告書（案）の（案）を全て削除
- ・ 全体的に誤記を修正